

令和7年第6回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和7年6月30日(月) 15時20分
出席農業委員 (18名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (1名)	6番 清水 和子
事務局振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主 査 堀之内 主任主事 船盛 主任主事 富田 主 事 野田
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積等促進計画(中間管理権設定)の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・用途区分変更)申出の意見決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

開 会 午後15時20分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和7年第6回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は18名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は11番委員と12番委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地の利用変更届が1件提出されておりますので審議を求めます。調査員の報告を求めます。 国分1を10番委員
10番委員	1号1番。届出地は国分北小学校の北西に位置し、現況は畑である。利用変更目的は畑として使用するものであるが、10年前に既に畑にし、農業委員会からも指摘をうけていたとのことである。工事内容は盛土を0.3mして畑として利用しているところです。周囲の農地や排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告に、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画案を意見決定するため審議を求めます。今月中間管理権設定13件について、市長から意見を求められております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が24件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括し報告を求めます。事務局。
事務局	議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用権設定13件、筆数24筆、面積59,047㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が28件提出されております。この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。なお、国分1から3につきましては、議事参与の制限対象となりますので、別途審議することといたします。それでは調査員の報告を求めます。 まず、国分4を3番委員。
3番委員	3号4番。申請地は上馬場公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分5から7までを10番委員。
10番委員	3号5番。申請地は春山公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号6番。申請地は市営新清水団地の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号7番。申請地は下小鹿野公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分8、9を17番委員。
17番委員	3号8番。申請地は下井公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和8年7月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 3号9番。申請地は朴木公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められない。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められない。調査の結果、農地法第3条第2項の1号に該当すると思われるため、不許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分10から12までを18番委員。
18番委員	3号10番。申請地は久保田公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜

	<p>の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号11番、12番は譲受人が同一であるので一括報告いたします。申請地は切明公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地は、譲受人本人が令和7年11月30日まで利用権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人13、14を5番委員。
5番委員	<p>3号13番。申請地は朝日公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号14番。申請地は津曲公園の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人15、16を12番委員。
12番委員	<p>3号15番。申請地は空港公園の南東に位置し、現況は畑である。申請時に申請地には※※さんが令和7年5月まで使用収益権を設定していました。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号16番。申請地は下平公民館の南西、津曲公民館の南西、隼人健康温泉プールの北西に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地には※※さんが令和9年8月まで使用収益権を設定している田もあり、今回の申請に当たって解約通知が提出される予定です。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人17、18を13番委員。
13番委員	<p>3号17番。申請地は新川橋の南に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号18番。申請地は宇都山公民館の南西に位置し、現況は畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺19、20を1番委員。

1 番委員	<p>3号19番。申請地は下有川公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号20番。申請地は今別府公民館の東に位置し、現況は畑と一部宅地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。申請地のうち溝辺町竹子※※番※※について、一部が砂利敷き整地されており、一部耕作できない状態であることから、取得後において、農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められない。申請地のうち溝辺町竹子※※番※※は、取得後において農地の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。また、代理人から6月25日付で本案件に係る意見照会に対する回答書の提出があったことを申し添えます。調査の結果、申請地のうち溝辺町竹子※※番※※は、農地法第3条第2項の1号に該当すると思われるため、不許可相当と思われる。また、申請地のうち溝辺町竹子※※番※※については、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺21を14番委員。
14番委員	3号21番。申請地は横川消防団安良分団横伏敷地区拠点施設の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川22を2番委員。
2番委員	3号22番。申請地は二牟礼集落センターの東に位置し、現況は栗畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく横川23、24を16番委員。
16番委員	3号23番、24番は受人が同一であるので一括報告します。申請地の748㎡の土地は安良小学校の北西に位置し、申請地の3,487㎡は西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島25を4番委員。
4番委員	3号25番。申請地は田口地域公民館の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく霧島26を7番委員。
7番委員	3号26番。申請地は永水小学校の東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の

	<p>使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、福山 27 を 15 番委員。併せて福山 28 を 19 番委員に代わり同じく 15 番委員。</p>
15 番委員	<p>3 号 27 番。申請地は杉渡公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 28 番。申請地は前川内公民館の北西に位置し、現況は不耕作の畑で一部農業用ハウスである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められますが、他の保有する農地を見ると取得後において農地のすべてを効率的に利用すると認められない。調査の結果、農地法第3条第2項の1号に該当すると思われるため、不許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分1から3を除く本議案について委員報告のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は国分1から3を除き、委員報告のとおりとすることに決定しました。</p> <p>次に、国分1から3を審議いたしますので、17番委員は退席をお願いします。</p>
	<p>〔17番委員退席〕</p>
議長（会長）	<p>それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>国分1から3を3番委員。</p>
3 番委員	<p>3 号 1 番と 2 番は受人が同一ですので一括し報告します。3 号 1 番。申請地は国分西小学校の北東に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 11 年 4 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。3 号 2 番。申請地は始良東部公設地方卸売市場の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3 号 3 番。申請地は国分湊自治公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には※※さんが令和 8 年 4 月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分1から3について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、許可することに決定しました。17番委員の退席を解きます。着席をお願いします。
	〔17番委員着席〕
議長（会長）	17番委員に報告いたします。国分1から3につきましては、許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更（除外・用途区分変更）申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外・用途区分変更）申出の意見決定」について議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外5件と用途区分変更2件、計7件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、国分1を2番委員。
2番委員	4号1番。申出地は牧神自治公民館の南西に位置し、現況は実行済みである。なお、昭和52年頃宅地、通路にしてしまったと始末書が添付されている。除外目的は宅地、通路にするもので実行済みである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2を1番委員。
1番委員	4号2番。申出地は市営四方田団地の西に位置し、現況は不耕作地である。除外目的は共同住宅を建築するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3、福山4を2番委員。
2番委員	4号3番。申出地は西寸町2号公園の北東に位置し、現況は実行済みである。なお、昭和54年9月頃農家住宅にしてしまったと始末書が添付されている。除外目的は農家住宅で既に実行済みである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 4号4番。申出地は内場集落センターの南東に位置し、現況は実行済みである。なお、平成25年5月頃農家住宅、農業用倉庫にしてしまったと始末書が添付されている。除外目的は農家住宅、農業用倉庫を建築するもので既に実行済みである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山5を1番委員。
1番委員	4号5番。申出地は比曾木野地区体育館の南に位置し、現況は、実行済みである。なお、平成10年頃農家住宅を建築してしまったと始末書が添付されている。除外目的は農家住宅を建築するもので既に実行済みである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出地

	は、除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人6を13番委員。
13番委員	4号6番。申出地は住吉公民館の南に位置し、現況は農業用倉庫である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものであり、既に実行済みである。年月日不詳で建築済みの始末書が添付されている。周囲の農地の用排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、福山7を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	4号7番。申出地は比曾木野体育館の南に位置しており、現況は、放牧地である。用途区分変更目的は放牧地にするもので既に利用されている。平成10年頃放牧地として造成したという始末書が添付されている。周辺農地の用排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査委員からの報告が終わりました。只今の報告につきましてご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することとし、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず、横川2を2番委員。
2番委員	5号2番。申請地は赤水公民館の南西に位置し、現況は植林済みである。なお、年月日不詳で植林をしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園3を8番委員。
8番委員	5号3番。申請地は市後柄公民館の北西に位置し、現況は農業用倉庫が建築済みである。なお、平成12年7月頃農業用倉庫を建築してしまったと始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫4棟を建築するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。 まず国分1を2番委員。
2番委員	6号1番。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。
議長（会長）	国分2を1番委員。
1番委員	6号2番。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、倉庫1棟、資材置場、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する転用許可地1,371㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,701㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	隼人3を2番委員。
2番委員	6号3番。申請地は宇都山公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺4、国分5、6を3番委員。
3番委員	6号4番。申請地は高陵公園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は工事用道路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和7年7月4日から令和10年6月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 6号5番。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は実行済みである。なお、令和7年2月頃、宅地にしてしまった始末書が添付されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張であり、既に実行済みである。また、隣接する宅地の282.56㎡を一体利用するもので、全体計画面積は392.56㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6号6番。申請地は市営南京塚住宅の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第

	<p>3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分7から9を10番委員。</p>
10番委員	<p>6号7番。申請地は岩戸公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号8番。申請地は国分中学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号9番。申請地は市営奈良田団地の南に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場及び通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、隼人10を5番委員。</p>
5番委員	<p>6号10番。申請地は川尻公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく隼人11、12を13番委員</p>
13番委員	<p>6号11番。申請地は松山公民館の南西に位置し、現況は一部造成済みである。なお、年月日不詳で一部造成をしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号12番。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅兼事務所を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、溝辺13を1番委員</p>

1 番委員	6 号 13 番。申請地は曾我自治公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他の一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 14 を 11 番委員
11 番委員	6 号 14 番。申請地は三縄地区自治公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 15 を 8 番委員
8 番委員	6 号 15 番。申請地は上小鹿野公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく霧島 16 を 4 番委員
4 番委員	6 号 16 番。申請地は泉水公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的はキャンプ場用地を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する山林 546 m ² を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 1,172 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、7 月 4 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取することといたします。

△ 議案第 7 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 7 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。 国分 1 を 1 番委員。
1 番委員	7 号 1 番。申請地は下井地区集会所の西に位置し、現況は田・転用許可地である。当初目的は事務所 1 棟、倉庫 1 棟、資材置場、駐車場を建設するものであったが、業務上必要である面積が大幅に増大したため中断した。今回の転用目的は面積を増大させ同様に事務所 1 棟、倉庫 1 棟、資材置場、駐車場を建設するものである。周囲に農地はないため問題はないものと思われる。

	る。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきまして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。以上で、令和7年第6回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和7年第6回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後16時35分